

浄化槽休止制度のご案内

1年以上

- ◎ 長期間、浄化槽の使用を休止する場合は、「休止届」を提出することができます。
- ◎ 休止の届出を提出した浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査が免除されます。

休止する場合

- 1 休止の前に清掃業者による汚泥の全量抜き取り・水張り（休止前清掃）や、保守点検業者による消毒剤の撤去などを実施
- 2 『浄化槽使用休止届出書』と、清掃業者による休止前清掃の記録（コピー）を提出

※様式は、姫路市のウェブサイトにてダウンロードできます。

姫路市 浄化槽 休止

検索



- 記入方法 -

届出者

浄化槽管理者（設置者等）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

処理の対象

休止する浄化槽が、単独処理浄化槽の場合は①に、合併処理浄化槽の場合は②に、○印をつけてください。

休止の予定年月日

電気や水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記入してください。

再開の予定年月日

再開の予定が明らかでない場合は、「未定」と記入してください。

浄化槽の受理番号

わからない場合は、空欄でかまいません。

様式第一号（第九条の三関係）

記入例

（宛先）姫路市長

浄化槽使用休止届出書

年 月 日

届出者

住所 姫路市夢前町〇〇-〇

フリガナ（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

ヒメジ ショウカ

氏名 姫路 浄化

電話番号（079）〇〇〇-〇〇〇〇

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	姫路市夢前町〇〇-〇
2 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	令和 8 年 4 月 1 日
4 休止の予定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
5 休止の理由	空家になるため
6 再開の予定年月日	未定
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 令和 8 年 4 月 1 日 撤去を実施した者の氏名又は名称 株式会社 〇〇保守
8 浄化槽の受理番号	700000001
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。 3 4欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 休止中は、浄化槽を使用できません。
- 帰省等で定期的に使用する場合は、保守点検・清掃・法定検査を継続して実施してください。
- 休止中であっても、
浄化槽管理者の変更があった場合は、『浄化槽管理者変更報告書』を、
廃止した場合は、『浄化槽使用廃止届出書』を提出してください。

浄化槽の使用を再開する場合

保守点検業者に再開前の点検を依頼するとともに、
『浄化槽使用再開届出書』を提出してください。
提出後は、保守点検・清掃・法定検査を実施してください。



【問い合わせ先】

姫路市 農林水産環境局 環境政策室 水質担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL：079-221-2466
FAX：079-221-2469